

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		ばい煙・粉じん発生施設等に対する改善指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		大気汚染防止法 さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		法第 1 4 条、条例第 4 7 条等
所 管 課		環境局 環境共生部 環境対策課 ( 電話 : 048-829-1330 )
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	市の立入検査や排出ガスの測定を行なう行政検査において、排出基準違反等が確認された際、事務処理要領や行政処分に係る運用方針に基づき、改善指導を行なう。
備 考		